

# 自動車分解整備事業が適用を受けられる主な政府系金融機関等一覧表

平成26年4月9日現在

金融機関等	融資制度等	資金使途	貸付限度	貸付期間	利率	担保・保証人	備考	
日本政策金融公庫	中小企業事業 (中小企業向けの長期事業資金)	新事業活動促進資金	設備資金 運転資金  (代理貸付) 1億2千万円(設備・運転資金あわせて)	設備：20年以内 (据置2年以内) 運転：7年以内 (据置3年以内)	(2億7千万円まで特利) 1.20～2.00% (2億7千万円超は基準利率) 1.60～2.40% ※利率は、担保の有無、返済期間、その他個別の事情等により変動。	原則として必要	【貸付対象】 中小企業新事業活動促進法に基づき、都道府県知事等により経営革新計画の承認(変更承認を含む)を受けたもの。	
		経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付)	設備資金 運転資金	設備：15年以内 (据置3年以内) 運転：8年以内 (据置3年以内)	(基準金利) 1.60～2.10%  ※利率は、担保の有無、返済期間、その他個別の事情等により変動。	原則として必要	【貸付対象】 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、最近の決算期における売上高が前期又は前々期に比し5%以上減少しているなど、一時的に、売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれるもの。	
	国民生活事業 (小規模企業等の小口事業資金、新規開業資金等)	普通貸付	設備資金 運転資金	(直接貸付) 4,800万円 (代理貸付) 2,400万円	設備：10年以内 (据置2年以内) 運転：5年以内 (据置1年以内)	(基準金利) 1.40～2.20% ※利率は、担保の有無、返済期間、その他個別の事情等により変動。	原則として必要	※利率は、担保の有無、返済期間、その他個別の事情により変動。
		経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付)	設備資金 運転資金	(直接貸付) 4,800万円(一般貸付を含めず)	設備：15年以内 (据置3年以内) 運転：8年以内 (据置3年以内)	(基準金利) 1.40～2.50%  ※利率は、担保の有無、返済期間、その他個別の事情により変動。	原則として必要	【貸付対象】 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、最近の決算期における売上高が前期又は前々期に比し5%以上減少しているなど、一時的に、売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれるもの。

金融機関等		貸付対象	資金使途	貸付限度	貸付期間	利率	担保・保証人	備考
日本政策金融公庫	国民生活事業 (小規模企業等の小口事業資金、新規開業資金等)	マル経融資 (経営改善資金)  ※(自動車整備業の場合、常時雇用する従業員が5人以下の個人、法人が対象となる。)	設備資金 運転資金	(直接貸付) 2,000万円	設備：10年以内 (据置2年以内) 運転：7年以内 (据置1年以内)	(特利) 1.45%	無担保 無保証人	【主な申込要件】 ※最近1年以上、同一地区で事業を行っている事業者。  ※商工会・商工会議所等の経営指導を受けていて、商工会・商工会議所の推薦。などが必要。
	共同施設事業 (協業組合、協同組合等がその合理化を図るために行う事業に対し貸付ける。)	生産、加工、販売、保管、検査等の共同施設事業を行う協業組合、協同組合	設備資金	貸付対象施設の設備資金の80%以内	20年以内 (据置3年以内)	0.75%以内 (固定)  (平成26年度貸付分)  ※利率は都道府県の実定による。	原則として必要	※過去に高度化融資の貸付を受けた組合等の施設の再整備(改造・増設等によるリニューアル)についても貸付対象となる。  ※貸付対象設備は、土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるもの。(設備については貸付対象とならない場合がある。)
商工組合中央金庫	一般貸付 (商工中金の株主である組合とその構成員に貸付ける)		設備資金 運転資金	組合：200億円 構成員：20億円	設備：原則15年以内 (据置2年以内) 運転：10年以内 (据置2年以内)	商工中金所定の利率	原則として必要	
	自動車整備業エコローン (整商連との提携融資制度)		設備資金	必要資金(金額に対応)	原則15年以内 (据置1年以内) ただし、機械等の耐用年数以内	商工中金所定の利率から-0.2%の優遇措置がある。(備考欄参照)	保証人は原則代表者1名 担保は個別対応	「整備業界の地球温暖化防止推進チェックシート」のチェック項目のうち、該当する項目が50%以上ある整商連会員の組合員

金融機関等	貸付対象	資金使途	貸付限度	貸付期間	利率	担保・保証人	備考
全国中小企業取引振興協会	<p>小規模企業者等設備導入資金助成法により、小規模企業者等を対象に都道府県の貸与機関が設備資金貸付、設備貸与を行う。</p> <p>申込は各都道府県に設置されている(公財)中小企業振興公社、(公団)産業振興(支援)センター等で受け付けている。</p> <p>※休止している県もある。</p>	<p>【設備資金貸付事業】</p> <p>小規模事業者等(注1)又は創業者(注2)であって、対象設備の導入に係る資金を銀行等の一般の金融機関から融通を受けることが困難であり、かつ、貸付金の償還の見込みが確実と認められること。なお、貸付対象設備は(注3)の要件を満たすこと。</p>	<p>設備資金</p> <p>1 貸主当たり 50万円～4,000万円(消費税含む) (所要資金の2分の1以内。したがって、100万円～8,000万円までの設備が対象)</p> <p>※同一事業年度内の設備資金貸付の利用及び設備資金貸付と設備貸与の利用は(注4)参照。</p>	<p>7年以内 (据置1年以内) ただし、公害防止設備については 12年以内 (据置1年以内)</p> <p>※年賦、半年賦、又は月賦均等償還</p>	無利子	<p>連帯保証人又は物的担保(抵当権、譲渡担保等)が必要</p>	<p>※創業及び設備革新計画等の認定を受けて設備を導入する者は、創業後の経過年月により、別途、貸付限度額及び貸付割合等設定されている。</p> <p>※設備の耐用年数により、貸付期間が短縮される場合がある。</p> <p>※他の助成金等を利用した場合、貸付限度額が減額される。</p>
	<p>【設備貸与事業】</p> <p>対象者等は、上記に同じ。</p>	<p>設備貸与</p> <p>1 貸主当たり 8,000万円(割賦、リースの合計額で消費税含む)</p> <p>※同一事業年度内の設備資金貸付の利用及び設備資金貸付と設備貸与の利用は(注4)参照。</p>	<p>【割賦事業】</p> <p>7年以内 (据置1年以内) ただし、公害防止等設備については12年以内</p> <p>【リース事業】</p> <p>3年～7年以内(貸与設備の耐用年数により定められる。)</p>	備考欄に記入	<p>原則として保証人が必要。 担保は必要により徴求</p>	<p>【割賦事業】</p> <p>保証金：10%以下。 割賦損料：2.3%程度。</p> <p>【リース事業】</p> <p>リース料率：4.5%程度(税金・保険料込み。)</p>	

(注1) 小規模事業者等とは、次に掲げる者をいう。

①小規模事業者(常時使用する従業員数が20人以下の事業者)。

②常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人(小規模事業者を除く。)のうち、次の要件を満たすもの。

ア. 銀行法第2条第1項に規定する銀行(信用金庫、信用組合、農協、漁協を除く)、株式会社日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫に係る資金を除く)、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行からの借入残高が4.2億円以下であること。

イ. 直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること。

ウ. 大企業からの出資金等の割合が単独で3分の1を超えていないこと。

(注2) 創業者とは、次に掲げる者のうち小規模企業者等に該当する者をいう。

①1カ月(会社を設立する場合は2カ月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を持っている者。

②創業後5年以内の者。

(注3) 貸付対象設備は、次に掲げる設備をいう。ただし、土地及び建物、賃貸用の物品等その他特別の理由により対象とすることが適当でないと都道府県知事が認める設備を除く。

①創業者の事業を行うために必要がある設備。

②小規模事業者の経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要がある設備であって、次のいずれかに該当するもの。

ア. その設備を導入することにより、企業の付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額が一定以上向上すると見込まれるもの(5年間で10%以上)。

イ. 公害防止等設備として定められた設備。

(注4) 当該事業年度に設備資金貸付事業を既に利用している者又は同時に利用する者にあつては、設備資金貸付事業の貸付額の上限に対する利用額の割合と設備貸与事業の貸与額の上限に対する利用額の割合との合計が100%を上回らないこと。